

八幡市子育て支援医療費支給条例（平成26年3月28日条例第4号）

最終改正:令和6年3月28日条例第4号

改正内容:令和6年3月28日条例第4号 [令和6年9月1日]

○八幡市子育て支援医療費支給条例

平成26年3月28日条例第4号

改正

平成26年9月29日条例第20号

令和5年3月29日条例第5号

令和6年3月28日条例第4号

八幡市子育て支援医療費支給条例

（趣旨）

第1条 この条例は、子育て世代の経済的負担の軽減並びに児童の健康の保持及び増進を図ることを目的として、児童の医療費の一部（以下「子育て支援医療費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「児童」とは、出生の日から満18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者をいう。

2 この条例において「保護者等」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。

3 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局をいう。

（受給資格）

第3条 子育て支援医療費の支給を受けることができる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）本市に住所を有する者

（2）規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の被保険者、組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）

（3）満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、通院及び入院による医療保険各法の給付を受けるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童には、子育て支援医療費を支給しない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者

（2）八幡市福祉医療費支給条例（平成26年八幡市条例第5号）の規定による福祉医療費の支給を受けている者

（子育て支援医療費の額）

第4条 子育て支援医療費の額は、医療保険各法による医療に関する給付（以下「医療給付」という。）が行われた場合において、被保険者等が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額とする。

（1）1医療機関につき1月当たり200円

（2）付加給付（医療保険各法の規定により医療の給付を行う者の規約等に基づき保険給付に準じて給付されるものをいう。）その他の医療に関する法令等の規定による給付の額

（受給資格の認定申請）

第5条 受給資格の認定を受けようとする児童の保護者等（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

（認定及び受給者証の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査のうえ受給資格の有無を認定する。

2 市長は、前項の審査により受給資格を有すると認定した者に対して受給者証を交付する。

（変更の届出）

第7条 前条の規定による認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）の保護者等は、第5条に規定する申請の内容に変更を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（資格喪失届）

第8条 受給資格者の保護者等は、受給資格者が第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、別に定める受給資格喪失届（以下「喪失届」という。）を市長に提出しなければならない。

（受給者証の返還）

第9条 受給資格者の保護者等は、前条の規定により喪失届を提出したときは、受給者証を返還しなければならない。

（支給の方法）

第10条 市長は、京都府の区域内にある保険医療機関等で受給資格者が加入保険被保険者証等とともに受給者証を提示し、医療給付を受けた場合には、子育て支援医療費として当該医療給付を受けた者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療給付に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、医療給付を受けた者に対し、子育て支援医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則に定める方法で子育て支援医療費を支給する。

（1）京都府の区域外の保険医療機関等で医療給付を受けた場合

（2）京都府の区域内の保険医療機関等で医療給付を受けた際に受給者証の提示を行わなかった場合

（支給の制限）

第11条 市長は、子育て支援医療費の支給原因である病気又は負傷が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該子育て支援医療費を支給しない。ただし、特に必要と認めたときは、この限りでない。

（資格認定の取消し）

第12条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により第6条の規定による受給資格の認定を受けたときは、当該認定を取り消す。

（子育て支援医療費の返還）

第13条 偽りその他不正の手段により子育て支援医療費の支給を受けた者であつて、前条の規定による認定の取消しを受けたものは、支給された当該子育て支援医療費を返還しなければならない。

2 受給資格者の保護者等は、受給資格者が第3条に規定する受給資格を喪失した後に子育て支援医療費の支給を受けたときは、当該子育て支援医療費を返還しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第14条 子育て支援医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給資格者が前項の規定に違反したときは、第6条の規定による受給資格の認定を取り消すことができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、子育て支援医療費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例が適用される者で市長が認めるものにあつては、同条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、市長は職権により受給資格の有無を認定することができる。

附 則（平成26年9月29日条例第20号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月診療分から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡市子育て支援医療費支給条例が適用される者で市長が認めるものにあつては、同条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、市長は職権により受給資格の有無を認定することができる。

附 則（令和5年3月29日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月診療分から適用する。

附 則（令和6年3月28日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年9月1日から施行し、令和6年4月診療分から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡市子育て支援医療費支給条例が適用される者で市長が認めるものにあつては、同条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、市長は職権により受給資格の有無を認定することができる。

---